

第6類 財務

○名寄地区衛生施設事務組合会計規則

〔平成18年3月27日〕  
規則第1号

名寄地区衛生施設事務組合財務規則（昭和43年4月1日規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 名寄地区衛生施設事務組合の会計事務に関しては、法令、条例、その他別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（他の規則の準用規定）

**第2条** この規則施行に関し必要な事項については名寄市会計規則（平成18年名寄市規則第60号）を準用する。この場合において「名寄市」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合」、「市長」とあるのは「管理者」、「総務部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

**附 則** （平成18年3月27日 規則第1号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

